

政令第百二十七号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第四十条並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十四条の四第三項第三号及び第四百六十七条第三項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の九の二第一項中「又は同条第三項第一号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第二項中「第七十四条の四第三項第二号」を「第七十四条の四第三項第一号」に改め、同条第四項中「第七十四条の四第三項第三号」を「第七十四条の四第三項第二号」に、「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八条第一項第二号に定める」を「たばこ税法（昭和五十九年法律七十二号）第十一条第一項に規定する」に改め、同条第五項中「第七十四条の四第三項第三号」を「第七十四条の四第三項第二号」に改め、同条第六項中「第七十四条の四第三項第三号イ」を「第七十四条の四第三項第二号イ」に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同

条第七項とする。

第五十三条の二第一項中「又は同条第三項第一号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第二項中「第四百六十七条第三項第二号」を「第四百六十七條第三項第一号」に改め、同条第四項中「第四百六十七條第三項第三号」を「第四百六十七條第三項第二号」に、「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八条第一項第二号に定める」を「たばこ税法第十一条第一項に規定する」に改め、同条第五項中「第四百六十七條第三項第三号」を「第四百六十七條第三項第二号」に改め、同条第六項中「第四百六十七條第三項第三号イ」を「第四百六十七條第三項第二号イ」に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十四年十月一日から施行する。ただし、第三十九条の九の二第四項の改正規定（「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八条第一項第二号に定める」を「たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十一条第一項に規定する」に改める部分に限る。）及び第

五十三條の二第四項の改正規定（「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八條第一項第二号に定める」を「たばこ税法第十一条第一項に規定する」に改める部分に限る

。）並びに次項及び附則第三項の規定は、平成三十三年十月一日から施行する。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

- 2 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。次項において「改正法」という。）附則第十三條第三項の規定による申告書の提出について、平成三十三年十一月一日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第三十九條の十四の規定の適用については、同條第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第十三條第五項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

- 3 改正法附則第二十六條第三項の規定による申告書の提出について、平成三十三年十一月一日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第五十三條の五の規定の適用については、同條第二号中「次に掲

げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第二十六条第五項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

理由

地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、地方のたばこ税の課税標準の算定について、所要の規定の整理を行う等の必要があるからである。